

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	第10期第5回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会
2 開催日時	令和5年12月5日(火) 10:00~11:30
3 開催場所	河内長野市役所5階 501会議室
4 会議の概要	① アクションプランについて ② その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 自治協働課 (内線 707)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第 10 期第 5 回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議 会議録

日 時：令和 5 年 1 2 月 5 日（火） 1 0 時～1 1 時 3 0 分

会 場：河内長野市役所 5 階 5 0 1 会議室

出席委員：久、岡島、新西、須田、安井

事 務 局：古谷、吉川、小松、出水

1. 開 会
2. 案 件
 - ① アクションプランについて
 - ② その他
3. 開 会

<資料>

資料 1 アクションプラン（たたき台）

<参考>

第 4 回使用資料一式

資料 1 に基づき、事務局より説明

久会長：ありがとうございました。

それでは 37 ページのモニタリング指標は、ひとつひとつ見ていきたいと思いで、36 ページまでのところできにかご質問、ご意見ありますでしょうか。委員のみなさんの思い通りに修正がかかっているか、あるいは今後数年間では実現が難しいという箇所を削除しておりますが、もう少し頑張れるのではないかという意見も頂ければと思います。

岡島副会長：今の段階でこういうことを言うことに躊躇しておりますが、日本社会全体が社会志向か個人志向かという観点で見ると、個人志向が強くなってきていると言われていいます。とりわけ若い人、もっと言うならば子どもをどう考えるかという視点も重要なのかなと思う機会が増えてきました。そういう意味では学校教育との関係をどのように考えるとよいのか。一方で国としては、子ども基本法等によって子どもに関わる全ての施策について、子どもの意見を聞くということが示されています。ある意味、子どもや若い人たちにとって大事な権利であり、自治協働という観点から見れば地域についての関心を醸成する重要な機会であると思います。社会全体が個人志向に変わってくる中で、ある意味構造的な課題ですので、市としてどのように取り組んでいくのかは、子どもに関係する課との連携も重要だと思います。こういった部分で、いま何か取り組みをされていますか。

事務局：アクションプラン 12 ページ「人材の発掘」の 2 行目に、「市民公益活動の担い手とし

て期待される人材の発掘・確保に向け、若い世代（学生も含み）へのアプローチや井戸端会議のような交流会の実施、オンラインの活用等、ターゲットに適した方法で行っていきます」や、主な取り組みの内容として「次代のまちづくりを担う人材の育成」として、「大学との連携」や「次世代が中心となる事業」を今後も取り組んでいきたいと考えております。これを受けて今年度イズミヤゆいテラスを会場に、大学生や高校生が企画会議から作り上げ、小学生を対象とした「次世代によるぼうさいキャンプ」を河内長野市社会福祉協議会と市が連携し、募集の部分では小学校とも連携して開催しました。次代をターゲットにした取り組みは非常に重要であると考えており、今後も取り組みを進めていきたいと思っております。

岡島副会長：実は別の会議の場でこのお話を聞き、とても印象に残っておりました。こどもたちもずいぶん楽しかったらうし、ただ準備は大変だったらうなと想像しながら伺っておりました。こういう取り組みがもっと前面に出ていき、定例化し、範囲が広がっていくといいなと思っておりました。

委員：先日自治協働課主催の自治会交流会があり、その学習会の中で、学校教育の中で行われている「探求の授業」や「まちの幸福論」といったキーワードが示されました。学校現場でそこまでこどもが地域についての学びを進めていることを知り、とてもうれしかったです。自治会を運営する立場からしても今の活動には閉塞感があり、若い活力をどんどん取り入れていく工夫ができていませんでした。役員のなり手が高齢化してきている中で、若い世代をどう取り込んでいけるかを考えることが必要です。こどもたちに来てもらえると保護者の方も来てもらえる訳ですから、自治会全体が活気づくと思います。中高生がそこまで地域について関心を持ってきていることに気づかず、受け皿となる我々の準備ができていなかったですし、そういう切り口もあるのかと気づかされました。むしろそちらをメインぐらいに考えていかなければいけないと思っておりました。これをアクションプランの中でどう取り組んでいくかと見てみると、そういうキーワードが出てこないの、取り入れていくべきではないかと思っております。今回、「地域の拠点施設の整備」のところで「学校の余裕教室など」という箇所が斜線で消されていますが、地域の団体が教室を活用して活動できるのであれば、ひとつのきっかけになっていくと思っております。

久会長：委員のお話の趣旨は主に2点かなと思っております。ひとつは「学校の余裕教室など」が消えているのは何故か。もう一つは「探求の時間」などをどのようにうまく地域活動とつなげていくのかという点です。いわゆるコミュニティースクールがどんどん進んでいますので、具体的にはそういったところとの連携もひとつかなと思っておりますが、そのあたり事務局からご説明ください。

事務局：まず1点目「学校の余裕教室」についてですが、まちづくり協議会の立ち上げ当時、拠点を整備していかなければならないということで、地域の学校に拠点を作れないかを検討しておりましたが、現在市では南花台を始めとして小中一貫校化を進めており、その中で学校の余裕教室の検討はむしろかしくなっているため、削除しております。2点目、まちづくり協議会や自治会と若年層との連携につきましては、17ページ「多様な担い手の交流促進」として、「交流の場づくりを進め、連携・協力関係を築いていけるような仕組みを構築していきます」と記載しており、学校を始めとして交流できる場があればと検討しております。小学校と地域をつなぐという点で言います

と、地域にある文化財を小学6年生が地域住民に解説する「こども解説員」事業を文化財保護課が実施しております。このような事業をきっかけに地域と学校や若者が交流できるような仕組みを今後も考えてきたいと思います。委員ご指摘のとおり、高齢化が進んでいる自治会もありますので、役員さんの問題はすぐに解決できないかもしれませんが、事業においては若者の参加を進めていかないと地域の活力は低下すると考えておりますので、自治協働課としてもできることを検討していきたいと考えております。

久会長：主な取り組みの内容がどちらかと言うと自治協働課、ボランティア・市民活動センターが表になっていますが、他の部署で書き込めるような取り組みが今後増えていけばよいと思います。先ほどのコミュニティースクールは文部科学省からも促進するようという話になっていきますから、書き込めるようであればこれも地域との連携ですので、記載して頂けるとうれしいです。ちなみに美加の台は大谷さんがコーディネーターをされていますから、全国的にも注目されるほど地域と学校の連携が進んでいます。その実績から大谷さんは全国のアドバイザーにも就任されていますので、全国発信ができる取り組みもすでに動いています。それを河内長野市内で横展開を含めて、教育委員会などと相談頂き、書き込める内容が充実していけば、先ほどのご意見も取り入れられるのではと思います。

事務局：他部署の取組みについては、今後庁内で書き込める事業がないか調査を行い、次回の懇談会では他部署の事業も盛り込んだ形でお示しします。

久会長：探求の時間だけではなく、小学校では2020年から学習指導要領が変わっています。中学校は2021年、高校は2022年です。その中で生きる力を強化しようと、「地域を知る、地域との連携」が学習指導要領の中でも重点化され、教育委員会や学校の先生も熱心に取り組まざるを得ない状況になっています。その辺りも含めて教育委員会と連携しながら、強化ができればと思います。余裕教室、ストレートに言いますと空き教室について教育委員会と話をすると「教室は空いていません、余裕はありません」とおっしゃいます。物理的に空いている空間と見なすのか、教育の機能強化として活用できる空間と見なすのか、どちらの面から見るかによって見方は変わってきますし、先ほど説明があったように小中一貫校化が落ち着けば、地域の部屋が取れるかどうかの検討もできるかと思いますので、今後また考えて頂ければと思います。

委員：かつて中間支援組織にいた経験を踏まえての意見ですが、以前のらぶらぶではスタッフのほぼ全員がなんらかのボランティアグループに所属し、運営会議などを行っていましたが、この運営方法には一長一短あると感じました。現場を知る人がそろっていることで現場に即したことができるが、今までやってきた枠を乗り越えることができず代り映えがしない。3年前、社会福祉協議会さんに運営が渡って、これでリニューアルできるなと思いました。運営について質問ですが、色んなグループの主要メンバーが定期的に入って年間通した運営会議は開催されていますか。

委員：運営会議という名称では開催しておりません。現在、社会福祉協議会が受託して3年目になりますが、所属団体とセンターとの交流会を年に1度開催しています。団体の想いやセンターへの意見を伺う場を設けていますが、その場で出た意見をどう反映していくかまでは至っていない状況です。

委員：参画してもらうことは個人的にはいいと思います。社協の職員さんに「ボランティア活動へ行ってこい」と言うとそれはまた別の話かなと思いますし、あまりやりすぎると担当は大変です。かといって現場の声を全く知らずに上位下達で「こうしてください。一応意見は年に一回吸い上げています。」では絵に描いた餅ばかりになってしまうし、意見を聞き過ぎるといまままでやってきたようなものになってしまう。その辺りのバランスがむずかしい。ある程度運営会議の中に現場を知っている人を入れてディスカッションして作り上げていくのがいい運営方法ではないかなと思います。

委員：12月2日に「つながりフェスタ」を実施しましたが、今回初めてイベント開催に向けてセンターだけでなく参加団体の声を聞くことでよりよい事業になると考え、運営委員会を開催しました。実際様々な意見があがり有意義な会となりましたので、今後イベントや、講習会、講演会等でも実施したいと考えております。

久会長：特に今まで活動を引っ張ってきた人に中間支援をお願いする際、乱暴な言い方をすると「今までの活動を捨てられますか。」とお話します。団体は副代表や別の方にお任せして、中間支援に専念することができれば、よりよい中間支援ができると思います。中間支援は大変な役割ですので、中間支援と自らの活動の両方を行うのはかなりしんどいですし、どっちつかずになるので、今までの活動経験をもとに中間支援に特化できると一番いいと思います。もうひとつは学生にボランティア活動を経験してもらうのですが、経験者が必ずしもよい支援者に回るかと言うとそうでもない。自分の経験を少し俯瞰的に見るという視点を持ってもらい、俯瞰的な視点を様々な支援に生かしてくれたらいいなと思います。具体的に言いますと、全国的な動向や他市の好事例を知り、河内長野市にどう展開できるかという視点があれば、よい中間支援ができるようになると思います。さらに言えば、センタースタッフの方が自分もスキルアップしたいという講座を企画して、参加者と一緒に受けることで自分もスキルアップできるし、団体もスキルアップできる。そういう方法でうまく講座を使って頂く。もっと具体的に言えば他市で頑張っている方を呼んできて、その情報を勉強する機会を作るだけでも、俯瞰的な視点を持つことができると思います。より具体的過ぎてアクションプランにどう生かせるかということではないのですが、頭出しできるような文章がどこかにあったらいいなと思いました。

委員：15ページ「拠点施設の整備」が消されています。印刷などを自治会で便利に使用させて頂いているのですが、こういう機能は徐々に削減していくという意味でしょうか。

事務局：そういう意味ではなく、現状すでに取り組んでおり、今後数年間の重点項目ではないという観点から削除しております。

久会長：すでにできあがっているところはどんどん消していっているということですね。

委員：市職員の啓発、意識醸成という言葉が出てきています。河内長野市には地域サポーター制度があり、災害時も避難所開設の際には開錠しに来られる担当者がおられます。その他にも市職員は600人近くおられます。プライベートなことなのでむずかしいかもしれませんが、そういう方が地域の活動の中にもう少し入ってもらえるとうれしいです。地域を活性化したいのですが、どうしても担い手、コアメンバーに若手が少な

いので、そういうところに市の職員に入ってもえるような枠組みがあればいいなと思います。全員ではないと思いますが、かなりの方が河内長野市内にお住まいだと思います。私どもの自治会でも数名市職員さんがいらっしゃいますが、ほとんど活動には出てきてもらえない。何か制度のようなものがあればいいなと思っております。

久会長：これは地域の中に住んでおられる市職員に限ったことではないですが、今の自治会活動は役員が回ってきたらやるというかたちになっています。役員でないときに少しだけ関わりたいということがなかなか許されない仕組みになっていないでしょうか。役員ではないが少し余裕がある時に、お手伝いやボランティアとして受け入れてもらえるようになれば、市職員さんも含め関わられる人が増えるのではないかと。役員になれば1年間めいっぱい動くので、終わればほっとしてしまう。そのあたり、やり方をどう変えていけるかということも同時に考えていくと、もっと色々な方が参加しやすくなるのではないかと。

委員：私も自治会の経験があるので実感していますが、みんな役員を務めている間は「終わっても集まろう」と言うのですが、終わってしまえば「そんなこと言ったかな」ということになります。自治会の役員は2年関わったらそのままずるずる行ってしまうということがあると思います。私も今住んでいる自治会で2、3年アドバイザー的に残っていたことがあるのですが、会長の熱量によって活動の内容がガラッと変わります。熱量のある人がずっとやってほしいとも思わないですし、熱量のない人の時はそういう年もあると見ていました。自治会は、何が目的の組織なのかいつも疑問に感じています。毎年クリスマス会では結構お金を掛け、小さい子どもを集めてパーティーを行い、DVDを見て、くじ引きでプレゼント渡していましたが、小さい子どもがだんだん少なくなり、少子高齢化が進んだことで事業を中止し、自治会費を半額にしました。資源ごみ回収で業者や行政からいくらかもらっていたのですが、自治会活動をあまりしないのであれば、むしろお金を貯めて何に使うのかということがどんどんぼやけてきています。「去年これをやったから、今年もこれをやります」ということも大事だとは思いますが、コンセプトを明確にしすぎるとかえってがんじがらめになってやりにくいとも思います。

委員：コロナ以降、中止した行事を復活せずに「やめよう」という声が結構あり、「最低限のことだけやればいい」という状態になっています。それでは自治会と言えない。若い人が入ってくると、「もっと楽しいことをやろう」と活性化してくれると思います。そういう状態を常に保ていかないといけない。組織はいきものですから恒常的にやっていくシステムを構築しないといけないし、単年度のコアメンバーではなく、複数年関わってくれる有志メンバーが自治会の中にいれば、また市職員の人の中に入ってくれば変わってくると思います。

久会長：その辺りは31ページ「自治会活動の活性化」に絡んでいると思います。ここはなかなか書きにくいところなので事務局もためらっていると思いますが、自治会活動の活性化というイメージをどうとらえるかです。今までの活動にたくさんの人に関わって頂いて、元気にしていくということを活性化ととらえるのか、あるいはやりかたそのものを変えていって、たくさんの人が入れるようにすることを活性化ととらえるのか、全然違いますよね。私は後者のほうがいいと思っています。若い人にとって今までどおりの地域活動はあまり魅力を感じない。単にお手伝いに使われてしまうとわかって

いるから距離をおきたい。本当は自治会活動を変革して頂くと、色々な人たちが関わってくれるようになるはずです。私も一緒に変革させてもらったところは、見事に変わってきています。今の文章をそのまま書いたら怒られてしまうところがあるので書きづらいですが、本来は自治会活動の担い手がやり方を変革することによって、活性化を図るほうが今どきのやり方ではないかなと思っています。下手すると違うとらえ方をされるので、そこは文書化がむずかしいのですが、自治協働課の方が現場でうまくアドバイスしてもらえると嬉しいと思います。さらに言うならば、自治会活動とは違うやり方ができるということで、まちづくり協議会を作っているはずですが、なかなかうまくお伝えできていない。さらに河内長野市の状況で言えば連合化のところが消えてしまっていますが、結局、自治会において校区でひとつの自治会もあるし、小さな自治会がたくさんある地域もあるので、自治会の活動やありかたも、規模的にも内容的にも違います。そこを何とか整えていこうということも含めてまちづくり協議会が小学校区ごとに作られていますが、その辺の整理が地域側でもうまくできていないのではないかなと思います。書くのはなかなかむずかしいところではありますが、本来の形のまちづくり協議会の方向にもっていけるといいなと思います。例えば、長野小学校区のまちづくり協議会は、かなり若手を中心に回すようになっています。同じことが大阪市東淀川区の豊新地域でまさしく行われており、PTAのOBを中心に50代、40代で運営する組織になっていますが、どんどんアイデアが出て、やりたいという方がリーダーとなり、元気な地域活動をされています。ちょっとしたやり方の違いで、活動の活性化につながるのではと思います。アクションプランの文章をどうのという話ではないですが具体的にはそういうことを考えて動いていただきたいと思います。

事務局：天見地域では、福祉委員会、民生、まち協、連合自治会とそれぞれありますが、担い手で見るとほとんど同じ方で、それぞれの活動をするのがなかなかしんどくなってきているという状況にありました。ちょうどまちづくり会と連合の会長が交代したタイミングで、今後住民が減っていく中で活動をずっと続けていけるのかということを見なさんに聞いてみると、「それぞれで事業をするのはしんどい」、「3つ4つが集まってひとつのイベントができないか」という声が上がりました。既存事業を考え直し、新しく楽しい事業を企画し地域から外に出た人でも参加できるような事業を来年度実施できるよう動き出しています。なかなか既存事業をやりながら新しい事業を実施することは難しいので、市職員など支援する側も意識しながら取り組みたいと思っておりますが、なかなか文章にするのはむずかしく、市職員の意識醸成のところでもそういったことも踏まえて支援に取り組めるようにと思っています。

久会長：具体的に言うと、ずっとやってきているまち協連絡会で、好事例をみんなで学びあえるような機会を強化して頂いたらありがたいなと思っています。ついでにお話すると全国に先駆けてまちづくり協議会を立ち上げた宝塚市でも、自治会とまち協の関係を整理しきれていないところが半分ぐらいあります。その原因のひとつに、市役所が地域との協働を行うとき、どこにパートナーをお願いしているかです。ここはストレートには書けないところですが、宝塚市では市役所内すべての部署に、地域のパートナーとしてどこと組んでいるかという調査を行いました。そうすると、まち協はほとんどなく自治会や福祉委員会という回答でした。そういうことから、結局まち協のポジションが市役所との連携の中で見えてこない。まずはまち協とパートナーを結び、そこから関係団体などと連携を取るというように、まち協を窓口に使えられれば

と思っておりますが、今までの経緯もあり大きな変革とまでは至っておりません。あるまち協の会長さんが「自治会に流れている情報がまち協には流れてこない。だから自治会の会長が知っていることを、まち協の会長は知らない。そういう情報格差をなくしてほしい。」とお話されました。そこで、自治会に流れている情報は、同時にまち協にも流すということから改革を始めました。おそらく河内長野市も同じ状況だと思います。それぞれの部署ごとに長年お付き合いのある団体とやり取りをしているので、まち協をメインのパートナーにしているところはほとんどないと思います。そこを市役所側も、どことパートナーシップを結ぶのかを意識することによって、それを鏡として地域も変わっていくこともあると思います。それでは本日も様々ご意見賜りましたので、修正すべきところは修正頂いて、次回内容を見ていければと思います。

久会長：もうひとつ事務局から投げかけられていた37ページのモニタリング指標です。今のところは全部空けておられ、どうでしょうかというところです。なかなか今ここで決めるのもむずかしいところですが、全部というよりも「ここはこれくらいを目標値にすればどうですか」とご提案頂いて、上がらなかったところは事務局で考えて頂ければと思います。

岡島副会長：行財政評価の指標と、この指標との関係はどうなっていますか。

事務局：市全体それぞれの部署において施策を行い、モニタリングを行っておりますので、すでに目標値を設定しているものにつきましては、令和6年度まで行財政評価で評価が行われていると思います。指標1から4は行財政評価において市が設定しているものをそのまま持ってきております。指標5以降は市として目標値を設定しておりませんし、行財政評価の項目にも入っておりませんので、現状目標値は空欄としております。こちらにつきましては来年度以降、アクションプランを基にいろいろな協働の取り組みを進めていく中で、第三者評価が必要となってきます。来期以降の懇談会においてこの指標を基に定性、定量両方の評価を事務局で作成し、委員のみなさまにご意見を頂くこととなりますので、今年度の委員のみなさまで目標値を検討頂ければと思います、空欄にしております。

岡島副会長：行財政評価会議に提出されている目標値は、どれくらい妥当なものなのかという思いもあり、もし見直すならこういう時なのかなとも思います。たとえば事務局の方で気になる目標値はありますか。

事務局：見て頂くとわかる通り、コロナ禍があり目標値と実績値が乖離しているものもございます。また、施策を進めていく中で現状維持という目標はなかなか設定しづらいところもあります。目標値は高い方がよいとは思いますが、評価して頂くところであまりに乖離しすぎるのもどうかというところももちろんあります。項目の中でも強弱が必要だと思いますので、皆様でご議論頂きたいと思います。例えば今後数年間で、ボランティア登録団体数の増加が必要なのであれば、その部分の目標値を高くして、「今後重点的に頑張っていきましょう」と強弱をつけられればと思います。

岡島副会長：おっしゃる通り、高く目標は掲げたいですが、非現実的な目標でモニタリングをしていても、いつもできていないという評価になりますし、良くないと思います。

久会長：「ここを出して頂く意見は一定反映して頂いて次回見せて頂き、それ以外は事務局に考えてほしい」とお話をさせて頂いたのは、この場の思い付きで数値を決めてしまうより、もう少しじっくりと事務局サイドで検討の時間を取ってもらう方が、より良い数値になる場合があるので、全部を上から順にいくつにしましょうというよりは、みなさんの意見をざっくりと聞いて頂き、事務局にお返ししたほうが良いかなと思いますので、気になっているところについて意見交換できればと思います。私がまず口火を切らせて頂くと、センターLINEの登録数が令和5年で253となっていますが、ちょっと桁が違うのではないかと思います。LINの登録ですので簡単にできますし、4桁とまでは言いませんがもう少し頑張れるのではないかと思います。特に若い方々に伝わっていけば、登録者数はかなり進んでいくのではないのでしょうか。自治会加入率はどんどん下がっていく一方ですので、現状維持が目標値のいい線かなとも思います。放っておけば減っていく訳ですから、現状キープは逆に頑張らないといけない目標値になります。劇的に増やすというのはかなりしんどいというイメージです。

委員：自治会数で言うと増えているのですね。しかし加入率で見ると減ってきている。今まで自治会に入っていた方が抜けていっているということだと思います。本来は7割くらいが正常というか、つながっているというイメージがあります。

久会長：20年くらい前までは河内長野市も80%くらいあったと思います。それが徐々に減ってきて今は6割という状況です。大阪の北部では5割を切っていますから、まだ南部のコミュニティは北部に比べると強いと言えます。

委員：少しデータが古いかもしれませんが、3件だけの自治会もあると聞いています。大きな屋敷を開発して建売住宅にする際、地域の自治会に加入しようとする古株の人ががちり固めているし、新興住宅地でも既存の自治会に加入するには、これまでの蓄えがあるので、その恩恵を受けるためには数万円の支払いが必要と言われるそうです。そうすると既存自治会へ加入する人はいなくなると思います。

委員：自治会によっては新しい人を入れないというところもあると聞きます。古くからの自治会では結構な資産を持っていて、その権利の関係で入れないようです。千代田地域では100軒に満たない自治会が多い。周りでどんどん家が建ちますが、古い自治会の会員数は増えずに、それぞれ別々に20軒、30軒で自治会を作っています。

委員：2・3年前に解散した河内長野市の市民まつりですが、なんのために実施するのかをはっきりしなければ各団体の協力が得られない。担い手不足ということで実行委員会は解散になったと思われるのですが、自治会でも同じことが言えるのではないかと。「去年もやったから今年もやろう」、「今年もやるから来年もやる」という状態が悪い訳ではないですが、なんのために活動しているのかを一言で言える何かがあるのではないかと。できて間なしの新興住宅街と、何百年の歴史ある住宅地では事情が違うので、一概に「うちの自治会のコンセプトは〇〇です」と言えないことはわかるのですが、社会情勢が色々変わってきており、色々で見直す時期に来たのではないかと思います。

久会長：モニタリング指標からずれてしまっていますが、旧村の自治会の方には、「村の行事と自治会活動が混然一体となっていないませんか」と話をします。例えば神社の話、墓の話、水

利の話、色々なものを自治会が担い過ぎている。そうなってくると村に関係のない新興住宅地の方々はより負担を感じ、なかなか入りにくくなります。そこで、自治会活動はこの部分、神社は総代会というようにきちんと区別をしていけば、自治会活動の部分だけに新興住宅地の方が入れるのではないですか。旧村は何百年という伝統がある分、混然一体化しすぎているので、そこを整理していくことで、自治会に入りやすくなり、加入率も上がっていくと思います。地域によってハードルになっている部分は違うけれども一定整理ができるのではと思います。先ほどの財産区財産で言うと、ある市の自治会では新しく入るときに入会金が30万円払わないといけないところもあります。それは「あなたにも財産の権利を与えるからきちんと払ってください」という意味です。財産区財産は別管理になっているはずなので、そこを外せばそういうことにはならないと思います。

岡島副会長：改めてこのモニタリング指標と、例えば7ページの体系図を見比べてみると、一つ一つ対応している必要はないと思うのですが、かといって総合的に関係しているというのも荒いと思うのですが、どのようにお考えですか。

事務局：7ページ体系図とモニタリング指標がどこまで連動しているのかというご指摘だと思いますが、なかなかこれを一対一でリンクさせることはむずかしい。例えば指標1「地域のまちづくり活動が充実していると感じている」市民の割合は、協働がどこまで進んでいるかという相対的な部分が掛かってくると思います。指標2「地域のまちづくり活動への参加状況」で言いますと「市民相互の協働促進」であるとか、「市民と行政の協働促進」の協働事業の促進の部分にも掛かってくると思います。一対一でそっくりそのままリンクするかと言われるとむずかしいですが、それぞれ濃淡はありつつ当初これを作成するにあたって連動して作ったつもりです。

久会長：先ほどの話を別角度から見れば、この8つの指標の値を実現していくために、どの施策、どの事業を動かせば増えていくかを意識してほしいという話かと思います。先ほど申し上げたように、センターのLINE登録数を増やすにはどうしたらいいか見えていますかということです。おそらくチラシをまくのではなく、若い人たちにセンターを意識してもらい、若い人たちが作った団体さんにセンター登録をしてもらうことで、はじめてこのLINE登録数が増えることになるのではないかと。そこは、先ほどから出ている団体の高齢化をどうするかという問題と、センターLINEの登録数が増えていくかというところはリンクしているのではないかと。さらに言うならば、指標そのものを変えられるならば今「ボランティア・市民公益活動団体数」が目標になっていますが、今後減っていく可能性があると思います。コロナ禍でひと区切りついたところもあるだろうし、高齢化がどんどん進んでいくと活動をしていないいわゆる幽霊団体みたいなのもどんどん畳んでいくと思います。そうなってくると減るということは決して悪いことではないと思います。他市でもだんだん減ってきています。特にコロナ禍で何割かガクッと減っているところもありますので、これを無理やりずっと増やしていくということでもないのかなと思います。逆に新規登録団体がどれだけ出てきたのかを追いかけていくほうが、活性化していくという指標になりませんか。総数を調べるよりも、一年間の新規登録団体数を追いかけていったほうがいいのかもありません。ご検討ください。

事務局：わかりました。

委員：その意見に賛成です。所属団体が一ふらぎを運営していた時も幽霊団体がいくつかありました。これからどんどん高齢化が進み、リーダーがいよいよ活動できなくなった時に、たいがい解散します。こういう任意団体は奇抜な人、引っ張っていく人が一人いればどうにかなり、二人いれば無敵に近いと思います。一人で引っ張ってきたリーダーがいなくなれば途端に空中分解する。去る者は追わずとまでは言わないですが、新しい団体を立ち上げまで導き、手助けするところが中間支援組織として一番重要だと思います。LINEの登録数ですが私も見てびっくりしました。ゼロ少ないなど。ホームページなのかLINEなのかわかりませんが、活動カレンダーのようなものがあればうれしいです。私も訪問介護、移動支援という仕事柄、催し物がどこで何時から何時まで何をやっているかという情報が非常にありがたいです。それは別にガイドという仕事でなくてもこどもがいるような家庭だと、いかにお金を使わずに楽しめるかが重要なので、そういう方々のためにもカレンダーでパッとわかるような情報を出してもらえたらと思います。例えて言うとラブリーホールなんかはカレンダーが出てきます。そういう感じで情報を出してもらえればと思います。登録数を増やすこと自体が目的ではなく、登録したくなるような情報提供がまず重要かなと思います。

久会長：参考になるかどうかわかりませんが、茨木市で11月26日に「おにくる」という新しい施設ができました。文化ホールと市民活動センター、子育て支援センターの合築施設ですが、みんなで連携していこうということで、ホームページを見て頂いたらわかりますが、本日の講演、イベントが毎日毎日更新されています。文化ホールで何をやっているかだけではなく、子育て支援センターでどんなイベントをやっているかが一瞥できて、とってもわかりやすい。ただ、これには専属の人が張り付いていないと、なかなかまめに更新できないので、ここは色々考えてもらわないといけませんが、できないことはない。さらに言うならば、センター職員が書き込まなくても、各団体が自由に書き込めるようにすると、自分の手で更新できる。そういう工夫もいいのかと思います。それを地域でやっているのが大阪市鶴見区榎本小学校区の地域活動協議会です。トップページにグーグルカレンダーがあり、そこは団体が自由に書き込めます。そんな工夫で、なんでもかんでもセンター職員がやる必要はない。事務局から、意見を聞きたいという箇所はありますか。

事務局：例えば「地域のまちづくり活動の参加状況」について、コロナも含めて厳しい社会情勢において、市が関わって増えるところもあるかもしれませんが、直接的に増やすことがむずかしい項目も実際あります。そういうところをモニタリング指標で今後の目標値の達成に向けて、どのように取り組んでいけばよいかということも含め、今後モニタリングを懇談会で行って頂くにあたり、取り組む方向性は事務局及びセンターを運営する社会福祉協議会も共有すべき内容ですので、みなさんでご議論頂けますとありがたいです。

久会長：これは市民アンケートの数字ですね。例えば、ちょっとでもお手伝いできるような活動を増やすことで、この数字は増えていくのではないかと。茨木市のある地域ですが、先日もチラシが全戸配布され、子どもの見守り活動について、「年に一度で構わないので参加できる人がいれば登録してください」とありました。毎日立つのはしんどいですが、年に一回でも構わない。こういうやり方もあるのではないのでしょうか。八尾市のある地域は、「見守り地点まで来なくていいです。自宅の玄関先でこの時間に立って

頂けると、それは見守り活動です」と呼びかけをされています。そういうちょっとした活動が、カウントできるようになればこの数字はもっと増えていくと思います。

岡島副会長：「市が締結する協定数」という指標について少し解説が欲しいです。他市だと必ずしも市民協働、自治協働ではない部署が公民カウンターみたいなものがあります。必ずしも協働は自治協働課だけの仕事ではないので、指標が含まれていることには何の抵抗感もないのですが、加えようと思っただけを教えてください。

事務局：前回か、前々回の懇談会の中で協定数の話が出ており、今回指標に入れております。おっしゃっていただいた通り、自治協働課が直接的に全部関わるというものではなく、本市においても政策企画課に公民連携デスクがあり、全体把握をしないとイケませんので、アクションプラン策定にあたり調査をするよう依頼しているところです。

久会長：いわゆる公民連携の協定を調べてここに目標値として入れるということですね。実際に協定を使って何か動かす時は、ハードルがありむずかしいところもありますが、「お互い協力しましょう」という意識を持っていくことにより、協定が出来上がってくる訳で、動機づけという側面があると思います。大阪狭山市には近畿大学の医学部と附属病院がありますが、堺市に移るといって大阪狭山市はなんとか近畿大学を逃がさないように連携協定を結びたいということになりました。「協定はいくらでも結びますが、実際協定を結んでお互い何をしますか」という話になりました。とりあえず結んでおきたいということだったので、結びはしましたが、今後何をどう具体的に動かしていくのかという部分は、お互い話し合っていかなければならないのでなかなかむずかしいと思います。

久会長：では事務局にお任せすることばかりになりますが、今日の意見も参考にしながらどれくらいの数値で令和10年度にもっていけるかを考えて頂ければと思います。それでは次回、アクションプランを修正したものを見せて頂き、冒頭事務局からありましたように最終のものにしていきたいと思います。それでは、その他ですが委員のみなさんから情報提供などございますか。

委員：市民公益活動支援補助金制度の申請説明や、本制度に限らず他の補助金、助成金の申請、活用方法などについての講習会を来年1月27日にイズミヤゆいテラスにて行います。1月号の広報誌にも掲載されますのでご確認ください。また、12月16日には道の駅ちはやあかさか店長の中江勇太氏を迎え、「ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス講習会」として地域づくりや移住してからの取組みとこれからのについてお話を頂きます。

岡島副会長：千早赤阪村は色々な方が移住してこられていて、おもしろい方もたくさん来られていますね。

久会長：千早赤阪村は河内長野市か富田林市と合併したいとおっしゃっていましたが、私は合併しなくてよかったなと思っています。みんなが必死になって頑張っているから、移住者も増えてきていますし、地域も盛り上がっています。そういう意味では千早赤阪村は最近面白いし、注目しています。先ほど補助金の話が出ましたが、センターでは民間の補助金の情報提供などは積極的に行っていますか。

委員：行っています。

久会長：いま、一般企業がパートナーを募集しています。「だれかもらってくれる人はいませんか」という相談が入ってきます。財団ではなく民間企業がメセナの一環で市民活動、地域活動の助成金を行っているところが少しずつ増えてきていますので、そういうところの情報もしっかり団体にお伝えいただければと思います。具体的に言いますと大和ハウスさんも市民活動を応援しているのですが、ひとつ面白い仕掛けがあって、社員が一人つく必要があります。社員と団体がつながって、そこに補助金があるという仕組みです。
それでは事務局の方からその他で何かありますか。

事務局：今回、事務局からその他はございません。

久会長：ではこれで、本日の懇談会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

1章 アクションプランの趣旨

1. アクションプラン策定の目的

本市では、策定当初の「河内長野市第4次総合計画」の理念の一つであり、現在の「河内長野市第5次総合計画」のまちづくりを支える政策にも引き継がれた「協働によるまちづくり」を進めていくことを目指して、平成18年に「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針（以下、本指針という）」を策定し、社会情勢の変化等に対応するため、令和4年に同指針を改訂しました。

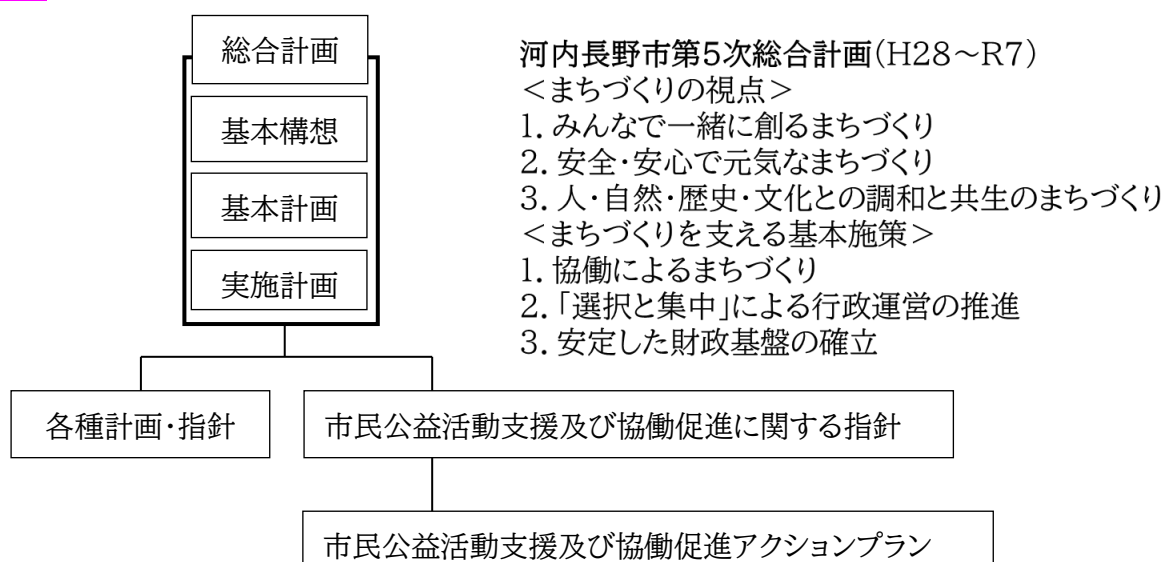
同本指針には、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

同本指針に基づき、市民や地域が主体となり、適切な役割分担のもと、市民・事業者・行政が連携し、主体的なまちづくりをすすめるための協働施策をより具体的に推進していくため、本アクションプランを策定するものです。

2. 位置づけ

総合計画は、本市における最上位の長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針となるものです。第5次総合計画は、「基本構想」「基本計画（分野別・地域別計画）」及び「実施計画」により構成されています。

本アクションプランは、総合計画に示されている「みんなで一緒に創るまちづくり」を実現させるために策定及び改訂された本指針「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」に基づき、具体的な施策及び事業を示したものです。



3. 改定時期

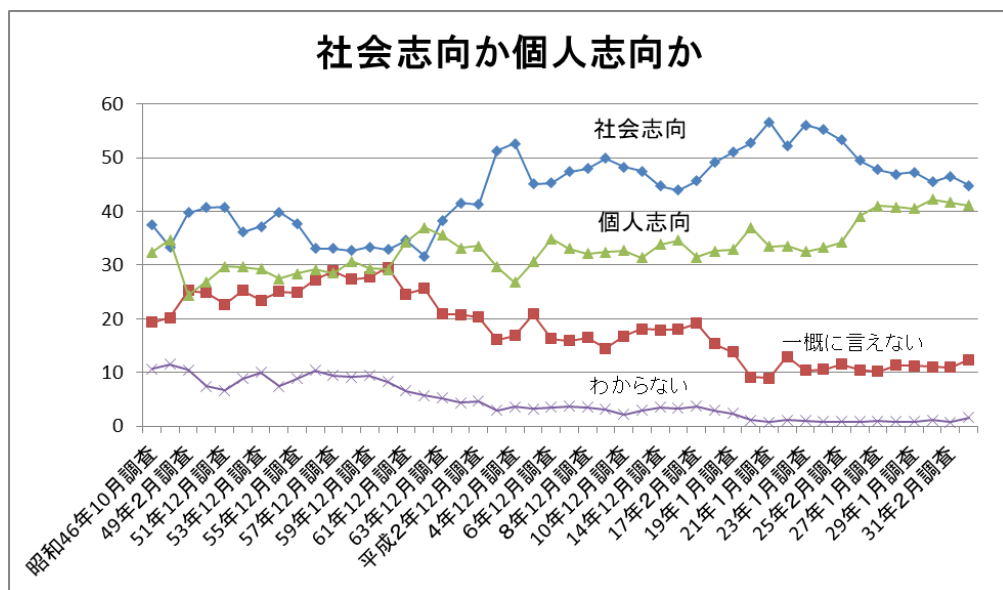
本アクションプランは、毎年度施策及び事業の検討を行い、社会情勢の変化や進捗状況に合わせ、本アクションプランの内容のチェックを行います。その後、上位計画との整合性を図り、本アクションプランの実績をもとに再検討し、必要に応じ改定を行います。

2章 河内長野市の現状と課題

1. 市民・市民公益活動団体の現状と課題

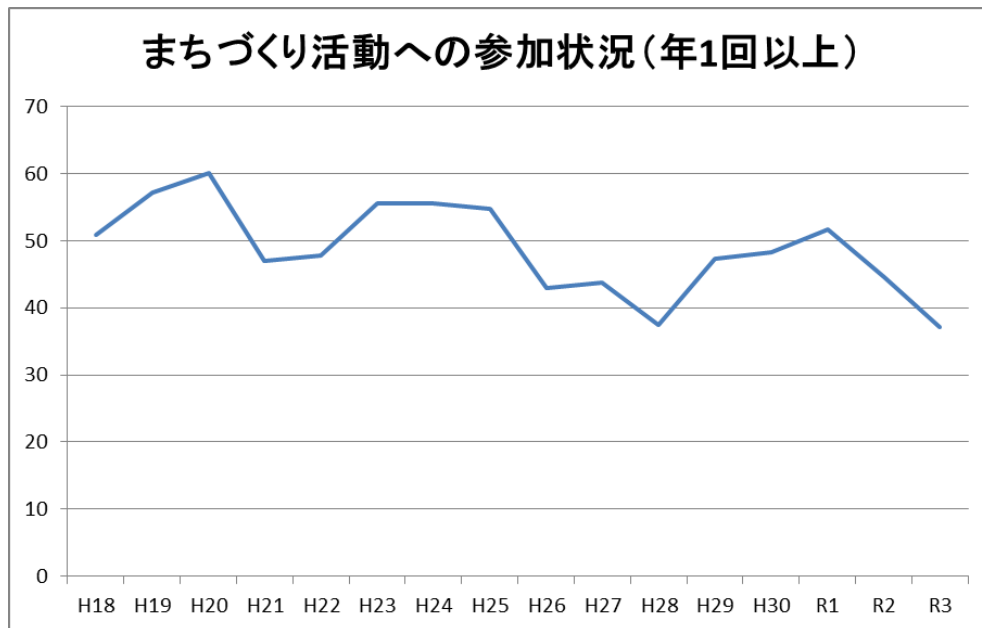
・国の調査結果では、近年の個人意識の傾向として、高水準で推移してきた「社会志向」が下降している反面、「個人志向」は上昇基調となり、市民の価値観の変化が伺えます。

また、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化しているため、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっています。



出典：内閣府社会意識に関する世論調査(R03)

・市政アンケートでは、地域やまちづくり活動への参加を年1回以上した方の割合は微減ではあるが、年代別に見た際には、30歳代以下で「ほとんどない」と回答した人の割合が、40歳代以上と比較し、多くなっています。



参照: 市政アンケート報告書及び市民意識調査

地域やまちづくり活動の参加度(単数回答/年代別)

	n数	週に2〜3回以上	週に1回程度	月に1回程度	年に数回程度	年に1回程度	ほとんどない	無回答
全体	100.0 1,028	1.4 14	2.4 25	6.2 64	19.5 200	7.6 78	59.8 615	3.1 32
年代別								
19歳以下	100.0 32	- -	- -	- -	12.5 4	6.3 2	81.3 26	- -
20歳代	100.0 122	1.6 2	0.8 1	1.6 2	10.7 13	4.9 6	78.7 96	1.6 2
30歳代	100.0 92	1.1 1	1.1 1	2.2 2	18.5 17	4.3 4	72.8 67	- -
40歳代	100.0 141	0.7 1	0.7 1	8.5 12	27.7 39	5.7 8	56.0 79	0.7 1
50歳代	100.0 179	- -	2.2 4	5.6 10	22.9 41	11.2 20	55.9 100	2.2 4
60歳代	100.0 166	0.6 1	2.4 4	6.6 11	23.5 39	6.0 10	56.6 94	4.2 7
70歳代	100.0 188	3.2 6	4.8 9	9.0 17	17.0 32	9.0 17	53.2 100	3.7 7
80歳以上	100.0 96	2.1 2	5.2 5	9.4 9	12.5 12	10.4 10	49.0 47	11.5 11
無回答	100.0 12	8.3 1	- -	8.3 1	25.0 3	8.3 1	50.0 6	- -

出典: 市政アンケート報告書(R03)

- ・ボランティア（注1）を支援するセンターによるアンケートや相談において、「高齢化による役員や担い手がない」「活動場所がない」「活動資金が少ない」「団体を知る機会がない・情報がない」「デジタル化が難しい」といった声が多くあります。
- ・一方、地域コミュニティについては、小規模開発等もあり、平成18年と比較すると、自治会数は増加しているが、自治会加入率については、年々低下している状況です。

また、自治会アンケート（H28）によると、運営上の課題として、高齢化やライフスタイルの変化に伴う、役員の成り手不足や負担感の増加が挙げられています。

	H18.4 末	H30.4 末	H31.4 末	R2.4 末	R3.4 末	R4.4 末	R5.4 末
自治会数	373	385	385	385	385	382	381
加入率	74.2%	68.0%	67.8%	67.1%	65.7%	65.0%	64.4%

以上の様な現状を踏まえ、市民活動団体・自治会等のコミュニティが活動を継続していく上での課題として、「担い手の確保・育成」「資材・資金の確保」「活動拠点の確保」「情報の収集・発信」「地域コミュニティの活性化」等が挙げられます。

2. 事業者の現状と課題

- ・センターに寄せられる相談の中で、市民活動団体等を紹介してほしいというマッチングに関する相談が多い。一方で、マッチングを希望される事業者は福祉施設が大半を占めるため、他業種の事業者は市民活動団体等との協働を考えていない（必要性を感じない）か考えている事業者も連携・協働先との接点の持ち方が分からない（センターを知らない）のが現状です。

以上の様な現状を踏まえ、事業者との協働を進めていく課題として、「事業者の協働に関する認識」「情報発信及び連携の場の提供」が挙げられます。

3. 行政の現状と課題

- ・本市では、平成18年に策定した**本指針（令和4年改訂）**「**市民公益活動支援及び協働促進に関する指針（令和4年改訂）**」に基づき、市の役割（責務）として、協働によるまちづくりを推進するための仕組みを構築し、市民協働によるまちづくりに積極的に取り組んできました。

一方で、厳しい財政状況の中、補助金等の支援制度については、現行の支援水準を維持することさえも困難となることが予測されます。また、補助金利用団体の減少、職員間における協働に対する認識・能力のバラつきや組織間の情報共有不足等も見受けられます。

（注1）ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

以上の様な現状を踏まえ、行政が協働を推進するための課題として、「資源の選択と集中」「職員のコーディネート能力向上（職員の協働研修）」「支援体制・制度の見直し」が挙げられます。

4. 中間支援組織^(注1)の現状と課題

・市、市民等及び市民活動団体等の間に立ち、市民活動が円滑かつ活性化できるように支援する組織で、市民活動を活性化するために、情報の収集・発信、相談、個人の組織化の支援及び課題を共有する他団体と連携するための機能を担っています。

令和3年度よりボランティアを支援するセンターを社会福祉協議会が担っているが、福祉分野以外の団体や学校関係等との関係を構築中です。なお、既存団体にはなかった新たな活動の仕方（ソーシャルビジネス／コミュニティビジネス）^(注2)をする若い方たちへのアプローチも模索中です。

また、センター予算は厳しい財政状況のため、支援方策について選択しながら実施しています。

以上の様な現状を踏まえ、市民活動が円滑かつ活性化できるように支援するための課題として、「活動主体の多様化への対応（情報収集含む）」「収入の脆弱性」「連携の場の創出」が挙げられます。

(注1) 中間支援組織：行政と地域の上に立ち、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。

(注2) ソーシャルビジネス/コミュニティビジネス：地域社会において、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつある中、地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。

3章 目指す姿及び推進施策

1. 協働のまちづくりの目指す姿

地域コミュニティが活性化され、市民や地域が主体となり、適切な役割分担のもと、市民・事業者・行政とがまちづくりの方向性を共有し、多様な主体によるまちづくりをすすめ、「自律性の高いまちづくり」の実現を目指します。

2. 推進施策

(1). 市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

(2). 市民と行政の協働促進

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

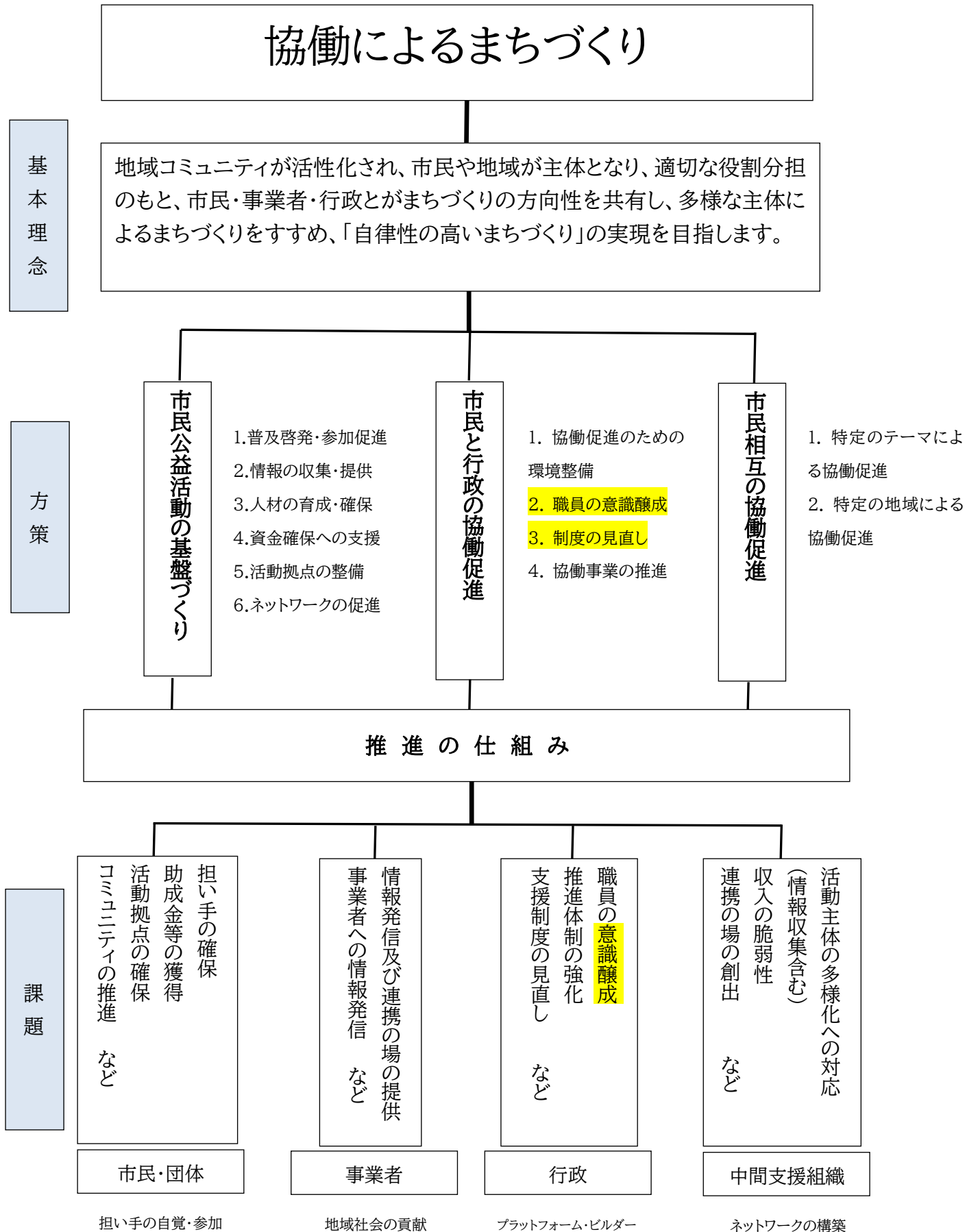
これを進めていくためには、**職員の意識醸成を進め、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう支援制度の見直しや協働促進策を展開していく必要があります。**

(3). 市民相互の協働促進

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

3. 協働によるまちづくりの体系図



4章 推進施策の展開

●1. 市民公益活動の基盤づくり

1. 普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

(1) 普及啓発

① 市民意識の醸成

- ・講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人々が共有できるよう努めていきます。
- ・また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していきます。

(2) 参加促進

① 参加しやすい環境づくり

- ・ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていきます。

② 参加に向けてのきっかけづくり

- ・入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していきます。
- ・また、参加の形態としては、実際に活動するだけでなく、資金面での参加や情報拡散への協力など様々なものがあります。そのため、ターゲットを絞った企画内容や周知方法などの工夫により、若者や女性、さらには地域外の人材の参加を促すきっかけをつくっていきます。

◎主な取り組みの内容

生涯学習の機会充実	くろまる塾	文化・スポーツ振興課
公益的な活動に安心して活動に取り組める制度	市民公益活動補償制度	自治協働課
市民公益活動への参加促進策	ボランティア養成講座 ボランティア体験活動プログラム	文化・スポーツ振興課 ボランティア・市民活動センター 社会福祉協議会

市民公益活動の周知	活動センター登録団体ガイドブックの作成	ボランティア・市民活動センター
ボランティア団体の活性化	ボランティア連絡会交流会	地域福祉高齢化 社会福祉協議会
自治会等加入促進策	宅建業者等との連携 転入者への加入案内パンフレット	自治協働課

2. 情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

(1) 市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

① 活動に関する情報

- ・市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していきます。

② 活動支援に関する情報

- ・市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していきます。

③ 協働促進に関する情報

- ・協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど情報収集を行い、協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していきます。

(2) 多様な媒体による情報提供とネットワーク化

① 多様な媒体による情報提供

- ・チラシ、広報紙やミニコミ（注1）紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メール、SNS（注2）（フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラムなど）といったITの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供をしていくとともに、常に変化する広報技術の変化に対応していく必要があります。

② 情報のネットワーク化、一元化

- ・地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していきます。

（注1）ミニコミ：ミニ・コミュニケーションの日本的な略語。小雑誌、小新聞、ちらし、小出版物さらには手づくりの AV（audio visual）機器までを入れた総称。

（注2）SNS：《social networking service》個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

◎主な取り組みの内容

活動に関する情報発信	ボランティア・市民活動センター HP の充実	ボランティア・市民活動センター
活動支援に関する情報	ボランティア・市民活動センター 機能の充実	ボランティア・市民活動センター
自治会に関する情報発信	自治会ハンドブック HP での情報提供	自治協働課

3. 人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけでなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

(1) 人材の育成と発掘

① 組織の管理・運営を担う人材の育成

- ・組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていきます。併せて、すでにスキルを持つ人材の発掘を進め（地域内人材や事業者・学校との連携など）、地域活動へ参画するきっかけづくりを進めます。
- ・また、市民公益活動の担い手が行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性の向上を図っていけるような取り組みを検討していきます。

② 活動への参加を促進する人材の育成

- ・市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していきます。

③ 協働などを促進する人材の育成

- ・活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していきます。
- ・さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していきます。

(2) 人材の確保

① 人材の発掘と確保

- ・組織の活性化を図るためには、経験豊富な退職後の人材をはじめ、若者や女性、さらには地域外の住民など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向け、若い世代（学生も含む）へのアプローチや井戸端会議のような交流会の実施、オンラインの活用等、ターゲットに適した方法で行っていきます。
- ・また、事業者や大学などとの人的交流など多様なステークホルダーを対象とした交流の場づくりを通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していきます。

◎ 主な取り組みの内容

地域人材の交流	福祉ワークショップ 交流の場づくり	地域福祉高齢課 自治協働課
次代のまちづくりを担う人材の育成	大学との連携 次世代が中心となる事業	自治協働課 ボランティア・市民活動センター

4. 資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を行っていく必要があります。

(1) 社会全体で支える仕組みづくり

① 資金確保のための情報の提供及びコーディネート

- ・市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していきます。
- ・また、クラウドファンディングなど、資金を集める新たなしくみが整備されてきており、活動者の意向に合わせて適切な情報提供等の支援を行っていきます。

② 資金面で支える仕組みづくり

- ・市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動支援基金制度を設けていますが、円滑な基金の運用をめざして、寄附のさらなる増加をめざしていきます。

・また、市民公益活動団体に資金が集まりやすい仕組みづくりとして、寄附控除の拡充などの税軽減策が一部のNPO法人（認定NPO法人）に適用されていますが、それ以外に団体への適用についても、他自治体の動向も踏まえながら検証していきます。

(2) 市民公益活動団体への資金面の支援

① 立ち上げ支援など

- ・市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金の必要な場合があり、公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、市民公益活動支援補助金制度を導入していますが、より効果的な活用を促進していきます。

・市民公益活動団体の支出軽減支援として、法人市民税については、収益事業を行わない場合の均等割は減免していますが、他の市税についても減免措置を検討していく必要があります。

◎主な取り組みの内容

情報提供およびコーディネート	助成金情報などの発信・提供	ボランティア・市民活動センター
市民公益活動支援基金制度	市民公益活動支援補助金制度の内容検討	自治協働課

自治会等向け各種補助・助成制度	自治会活動環境整備補助金 集会所整備補助金 など	自治協働課
市民公益活動団体向け補助・助成制度	ふれあい花壇助成金	公園河川課

5. 活動拠点の整備

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があることから、平成18年に市民公益活動支援センター「るーぷらざ」をオープンしました。

また、令和3年4月には、イズミヤ河内長野店4階の地域まちづくり拠点「イズミヤゆいテラス」にかわちながのボランティア・市民活動センターを開設し、機能を移転しました。

今後においても、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、拠点機能の充実を図ることで、さらに市民公益活動を行いやすい環境を整えていく必要があります。

(1) 拠点施設の整備

① 中央の拠点施設の機能充実

- ・協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の機能を充実していきます。

○ 拠点施設の機能について

a. 事業内容（ソフト面）

- 情報の収集・提供事業、相談・助言事業、コーディネート事業、ネットワーク支援事業、地域支援事業など

b. 施設（ハード面）

- 交流スペース、会議室、作業室、印刷室、貸しロッカーなど

c. 運営方法

- 運営については、ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、公営より、行政から独立性のある中間支援組織（第5章「推進の仕組み」参照）など、民営で担っていくことが望ましいと思われます。
- また、施設の安定的な運営及び利用者の利便性の観点から、運営資金や利用ルールについて、常に確認・検証していきます。
- さらに、公平性や透明性を確保し、より良い運営を行っていくために、市民の参加による第三者組織によって、継続的な評価を行っていきます。

②地域の拠点施設の整備

- ・テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していきます。
- ・また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていきます。
- ・地域の拠点施設については、**学校の余裕教室など、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていきます。**

(2)活動しやすい環境づくり

①施設情報のさらなる一元化と手続きの簡素化

- ・公共施設を利用しやすいように、各施設の情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などを統一するなど、出来る限りの一元化を図りましたが、さらなる手続きの簡素化に努めていきます。

②利用ルールの統一化

- ・**公共施設の設置目的にもよりますが、市民公益活動団体については、収益事業に関連した使用制限や使用料金の営利加算の見直し、減免の基準など、各施設の利用ルールの統一化に向けた検討を行っていきます。**

◎主な取り組みの内容

拠点機能の充実	ソフト、ハード、運営それぞれの事業見直し 情報発信による認知度向上	ボランティア・市民活動センター
地域コミュニティ施設の維持	老朽化した施設の適切な維持管理 利用者アンケート	自治協働課

6. ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

(1) テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

- ・テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していきます。
- ・また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していきます。
- ・さらに、自治会の連合化などを通し地域間が連携することで、より広域的な地域課題に対応することが可能となってきます。

(2) テーマ型組織と地域型組織の交流促進

- ・高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していきます。

(3) 多様な担い手の交流促進

- ・地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流できるきっかけづくりとして交流の場づくりを進め、連携・協力関係を築いていけるような仕組みを構築していきます。

(4) 新たな交流方法の検討

- ・コロナ禍を契機とし、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、様々な活動が停滞したことから、今後パンデミックで外出ができない状況になった場合でも、交流ができる手段（ICTの活用等）をより充実させていきます。
またオンラインの活用は、今まで時間や場所の制約等により参加がむずかしかった現役世代や子育て世代にとっても、参加のハードルが下がった側面もあり、コロナ禍の交流における代替ツールにとどまらない活用方法として、ハイブリッド式の会議開催など新たな交流手段として推進していきます。

◎主な取り組みの内容

地域型組織同士の交流促進	まち協交流会	自治協働課
多様な担い手の交流促進	市民公益活動支援補助金成果 報告会等での交流会 多様なステークホルダーを対象 とした交流の場づくり	自治協働課 ボランティア・市民活動センター
新たな交流方法の検討	コロナ禍の代替ツールにとどまら ない活用方法としてハイブリッド 式の会議開催	ボランティア・市民活動センター

●2. 市民と行政の協働促進について

1. 協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

(1) 行政の領域の開放

- ・これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関われるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」(本指針第1章「協働によるまちづくり」参照)をふまえながら、行政の領域を開放していきます。

(2) 相互理解の促進

- ・協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていきます。
- ・そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていきます。

(3) 協働の各段階における参画の仕組みづくり

- ・市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりを構築していきます。

◎主な取り組みの内容

協働事業提案制度の充実	活用しやすい制度設計	自治協働課
庁内の推進体制の強化	庁内組織の充実及び職員の意識改革	自治協働課
様々な仕組みづくり	まちづくり出前講座 防犯灯・防犯カメラの設置 ふれあい花壇 アドプトロード・アドプトパーク	文化・スポーツ振興課 自治協働課 道路課

2. 協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

(1) 協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していきます。

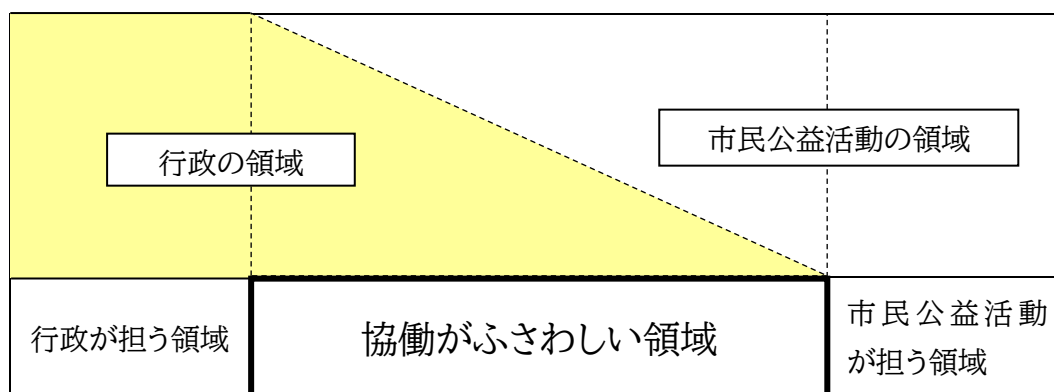
① 事業化にむけて

- ・地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していきます。
- ・その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※1 参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※2 参照）」であることを市民と行政の双方で確認していきます。

※1: 市民公益活動の特性を活かした事業例

- 市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
- 市民が主体となって地域の課題を解決する事業
- 地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
- 行政が取り組んでいない先駆的な事業
- 市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
- 市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

※2: 市民公益活動と行政の関わりについての概念図



②協働の手法の選択

- ・協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第1章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していきます。
- ・また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していきます。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

a. 事業委託

- ・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

意義

- ・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図るとともに、新しい公共サービスの創出につながります。
- ・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

・市民公益活動団体への事業委託のルール化

事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化に向け検討していきます。

b. 補助・助成

- ・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

- ・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
- ・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
- ・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

・市民公益活動支援補助金制度の活用促進

公開プレゼンテーションや第三者評価など、公開性・透明性の高い補助金制度を導入したことから、今後は、より効果的な活用を促進するとともに、活動内容を周知することで、市民公益活動への理解促進につなげていきます。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※3参照）を参考として掲載します。

※3:委託と補助の比較表

	委 託	補 助
根 拠	地方自治法第234条	地方自治法第232条の2
主 体	委託元(行政)	補助先(市民公益活動団体など)
領 域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元(行政)	補助先(市民公益活動団体など)
団 体 の 条 件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

c. その他

●共催

- ・行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。
- ・共催事業を行うための基準を整備していきます。

●後援

- ・後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。
- ・後援を行うための基準に沿って事業を実施していきます。

●その他

- ・市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

- ・協働事業提案制度の活用促進

市民と行政の協働を促進するため、行政が示す事業内容（骨格的なもの）に対し市民公益活動団体などがその細部を提案する「市設定テーマ部門」と、市民の自由な発想による事業を提案できる「市民自由提案部門」の2コースを設けた、協働事業提案制度を導入しました。本制度の更なる活用をめざして、行政からのテーマ設定、市民からの提案とともに、さらなる充実を図っていきます。

- ・今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していきます。

③協働の担い手の選択

- ・行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みの構築に向け検討します。

a. 参入機会の拡充

- ・行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していきます。

b. 透明性・公平性の確保

- ・協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していきます。

(2)協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていきます。

①合意形成に向けた取り組み

- ・事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていきます。
- ・また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていきます。

②事業の円滑な実施

- ・事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていきます。

(3)協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていきます。

①協働という視点での評価

- ・費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」(本指針第2章「支援・協働のあり方」参照)に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みの構築に向け検討していきます。

※参考：協働という視点での評価例

- 協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか
- 協働事業を通して、どれだけ多くの人々の参加を得られたか
- お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

②社会全体での評価

- ・行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていきます。
- ・さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していきます。

●3. 市民相互の協働促進について

1. 特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

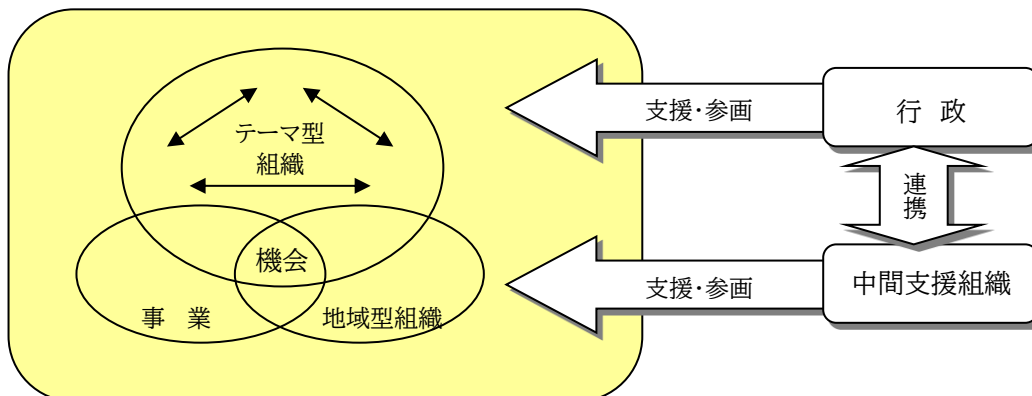
さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

(1)連携の「機会」づくり

- ・より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくる必要があります。(※4参照)
- ・この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。
- ・そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していきます。
- ・また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」(第5章「推進の仕組み」参照)の役割が重要となってきます。

※4:特定のテーマによる協働促進のイメージ図



◎主な取り組みの内容

連携の機会づくり	情報提供、担い手同士のコーディネートによるネットワーク化	ボランティア・市民活動センター
自治会活性化に向けた取り組み	自治会交流会 自治会活動デジタル化推進	自治協働課
地域防災の取り組み	避難行動要支援者名簿	地域福祉高齢課 危機管理課

2. 特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

(1) 地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいきます。

- ・ 少子高齢化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。
- ・ 一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。
- ・ 今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者、場合によっては地域に関係のある地域外の人材などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があります。そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組むを進めていきます。

(2) 地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

① 意識の醸成

- ・ **本**指針作成後、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図ってきました。

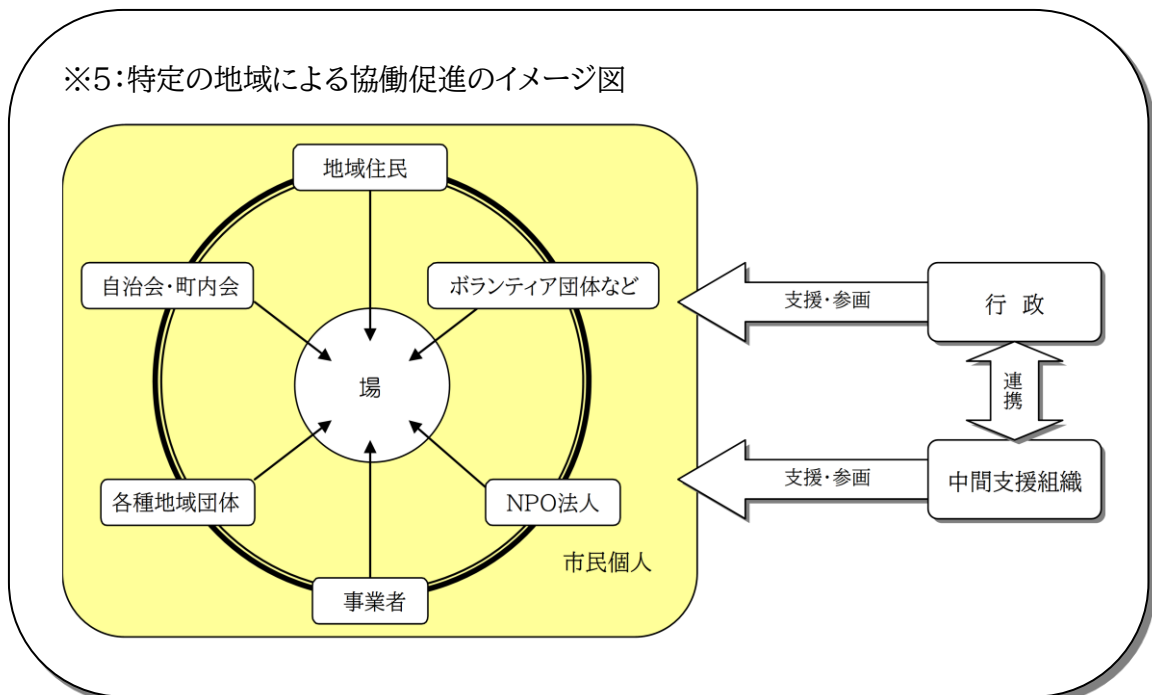
- ・より一層醸成を図るため、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みを進めていきます。

②連携の「場」づくり

地域において、個人や様々な団体に活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置

- ・地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくる必要があります。（※5参照）
- ・この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。
- ・このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていきます。

※5:特定の地域による協働促進のイメージ図



③地域づくり活動の推進

市民相互の協働による地域課題への取り組み

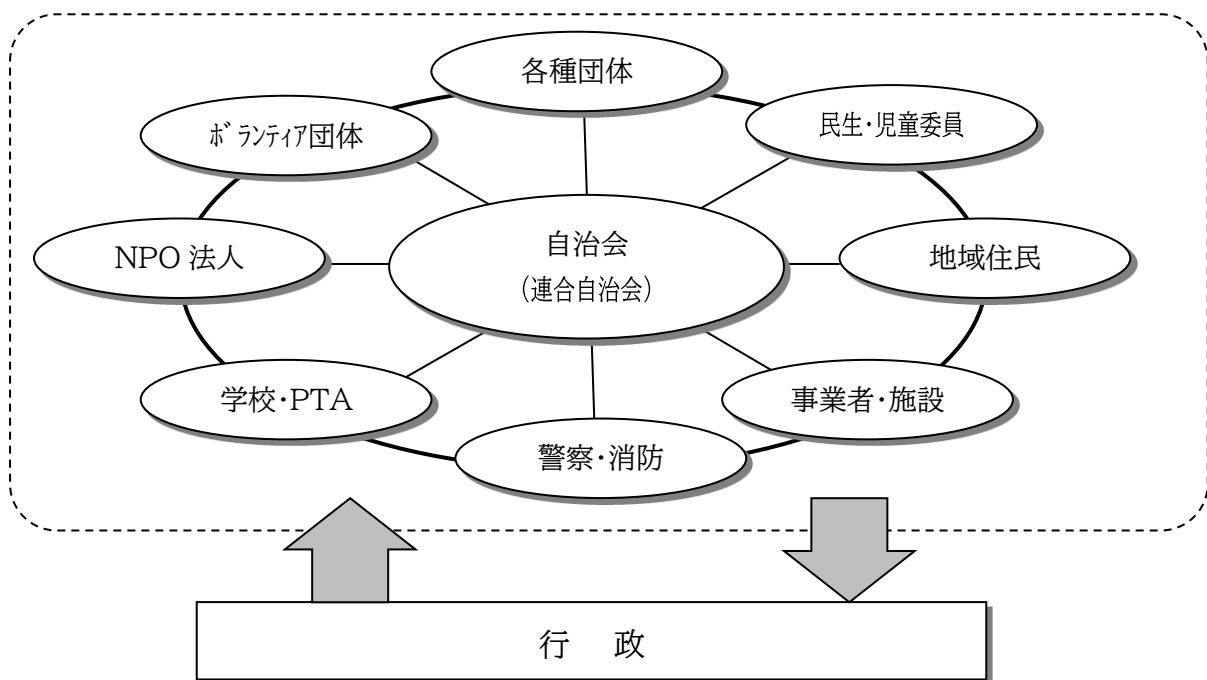
- ・自律性の高い地域づくりに向けて、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。
- ・そこで、平成23年度から、小学校区ごとに「地域まちづくり協議会（以下、協議会）」を設置し、財政支援や人的支援などを行うことにより、市民相互の協働を中心とした地域ぐるみの活動を支援してきました（※6）。
- ・また、平成28年度に策定した「第5次総合計画」には、小学校区ごとに市民とともに検討した「地域別計画」を定めたことから、本計画に基づいた取り組みを進めることで、地域ニーズに合った取り組みにつなげています。
- ・今後、地域特性に合わせた協議会活動の充実（地域課題のさらなる解決）を図るとともに、住民への理解促進に努めていきます。
- ・また、地域の自立に向けて、協議会の運営体制も自立していく必要がありますが、そのためには、「中間支援組織」（第5章「推進の仕組み」参照）による支援が必要であるとともに、財政、人的支援や拠点のあり方等についても検討を進めます。
- ・さらに、地域通貨やコミュニティビジネスなど、地域の助け合いや世代を超えた交流をはじめ、クラウドファンディングによる資金集めなど、地域で人や資金が循環するような新たな地域活動についても検討していきます。

※6:地域まちづくり協議会

●概要

- ・少子・高齢化やライフスタイルの変化によって、住民のニーズも多様化・複雑化している。これらに対応するため、自治会・町会をはじめ、地域を構成する各種団体や事業者、地域住民等によるネットワークを活かし、地域の課題解決を図りながら、まちづくりに取り組む組織が「地域まちづくり協議会」です。
- ・第5次総合計画・地域別計画(小学校区)などにに基づき、将来を見据えた様々な地域まちづくり活動を展開しています。

地域まちづくり協議会のイメージ(自治会を基盤として表現した場合)



●支援策(令和4年度現在)

・財政支援

地域まちづくり支援補助金(上限40万円)

市民公益活動支援補助金(応募制:プレゼンテーションにより審査有り)

◇ハード事業コース:平成28年度から時限実施(上限原則50万円)

◇ソフト事業コース:平成29年度導入(上限30万円)

・人的支援(地域サポーター、協働事業推進員)

・情報提供、人材育成、交流促進など

(3)自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基礎的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

①自治会への加入促進

- ・地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていきます。
- ・現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実を図ります。

②自治会活動の活性化

- ・地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、単位自治会の活動を活性化させるとともに、より広域的な地域課題に取り組んでいけるよう、自治会の連合機能の強化や活動の活性化を図っていきます。
- ・そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や学習会、交流会等により地域活動などの積極的な情報提供や、リーダーとなる人材の育成などに努めていますが、今後さらなる支援策の展開を進めていきます。
- ・また、役員の負担の増加から、役員のなり手不足が進んでおり、自治会活動の維持・充実に向けて、活動の効率化も併せて進めていく必要があります。
- ・なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

◎主な取り組みの内容

まちづくりに対する意識の醸成	講演会・研修会	ボランティア・市民活動センター
連携の場づくり	地域サポーター制度の充実	自治協働課

5章 推進の仕組み

●1. ルールづくり

1. ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

(1) マニュアルづくり

- ・本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。
- ・本指針を実効性のあるものにしていくには、同指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。
- ・そこで、市民や市民公益活動団体などと行政が協力して協働マニュアルを作成したことから、今後はマニュアルの活用を通して、さらなる市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていきます。

(2) 条例化に向けた検討

- ・さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても、最近の他市動向も踏まえながら検討していきます。

●2. 体制づくり

1. 推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、**同**指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。(※7参照)

(1) 庁内の推進体制の強化

① 庁内組織の充実

- ・市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための場をつくり、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていきます。
- ・主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していきます。

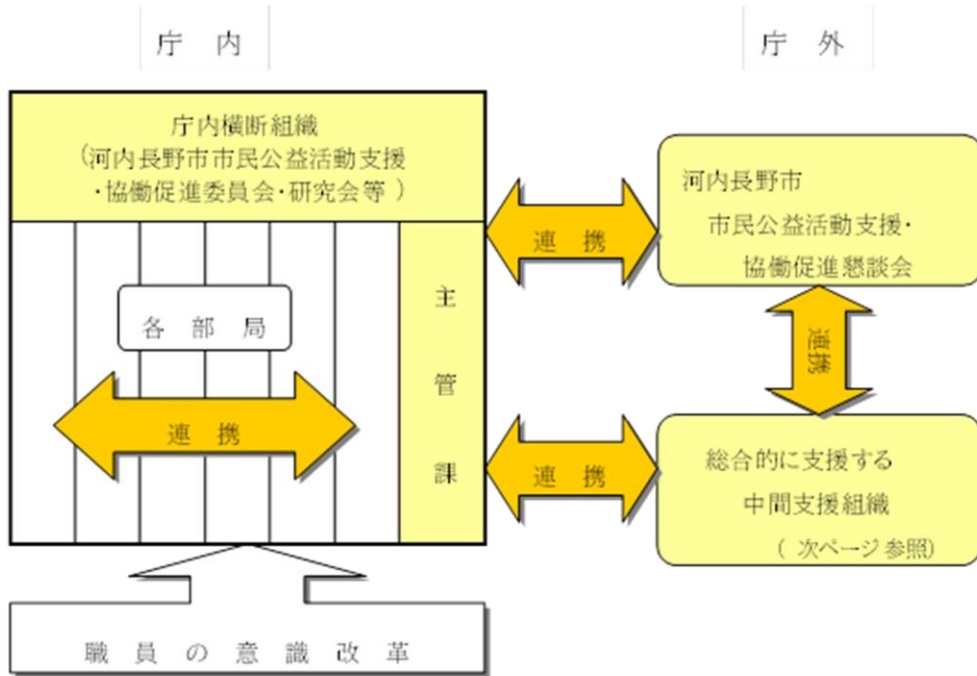
② 職員の意識改革

- ・総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は**本**指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていきます。
- ・また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していきます。

(2) 市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置(庁外組織)

- ・今後、**本**指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していきます。

※7:推進体制イメージ図



2. 中間支援組織の活用

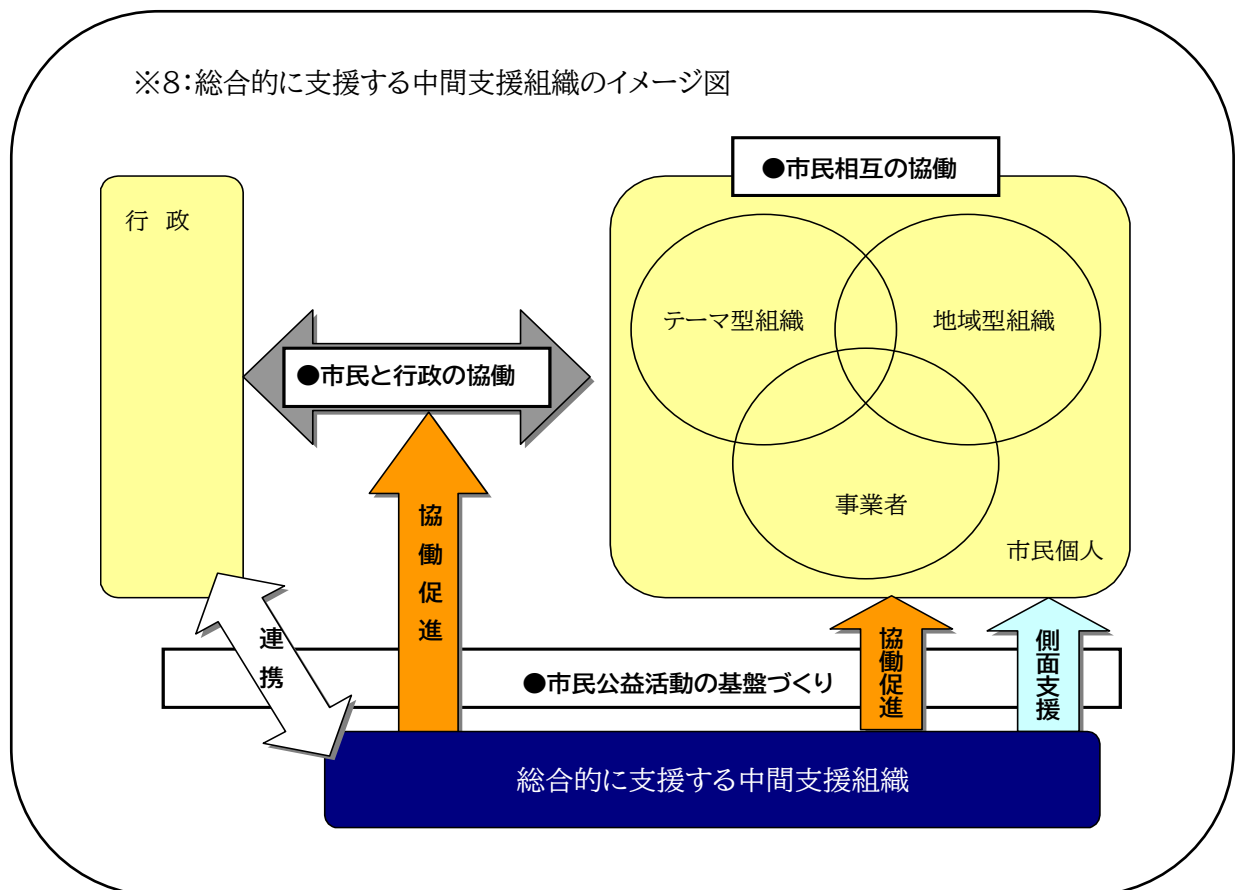
市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

(1) 中間支援組織とは

- ・ 中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

(2) 総合的に支援する中間支援組織

- ・ これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。
- ・ しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。(※8参照)。



- ・市民公益活動を取り巻く環境が激しく変化していることから、情報収集力やネットワーク力を強化しながら、時代潮流の変化に対応した支援を行っていきます。
- ・また、地域の担い手不足が深刻となる中、住民による地域課題の解決に向け、地域まちづくり協議会を中心とした地域協働による取り組みを、中間的な立場で支援することで、それぞれの地域の自立を促していくことが求められます。
- ・さらに、団体や地域の自立に向け、人や資金等を循環できるよう、財務や労務等の事務局機能をはじめとする基幹的な機能についても、適切に支援できる体制を整備していきます。

6章 モニタリング

1. モニタリング方法

- ・庁外組織（市民公益活動支援・協働促進懇談会）による毎年度施策及び事業について、定量・定性評価を行い、協働が総合的に進んでいるかチェックします。また、社会情勢の変化や進捗状況に合わせ、本アクションプランの内容のチェックを行います。

2. モニタリング指標

指標		年度							
		R3	R4	R5	R6	…	R9	R10	
1	「地域のまちづくり活動が充実していると感じている」市民の割合	目標値	24.0	26.0	26.0	28.0			
		実績値	16.3						
2	地域のまちづくり活動への参加状況(年1回以上参加した市民の割合)	目標値	49.0	49.0	50.0	50.0			
		実績値	37.1						
3	ボランティア・市民公益活動団体数	目標値	137	137	138	139			
		実績値	90						
4	「市民同士の連携や市民と行政の協働」に関する市民満足度	目標値	15.0	17.0	17.0	19.0			
		実績値	5.6						
5	つながりフェスタ参加団体	目標値							
		実績値		80					
6	センターLINE 登録数	目標値							
		実績値		182	253				
7	自治会加入率	目標値							
		実績値	65.7	65.0	64.4				
8	市が締結する協定数	目標値							
		実績値							